

農地法第3条第1項申請における注意点

○農地法第3条第1項により農地を取得するためには、以下の要件を満たす必要があります。

①全部効率利用要件

現在自作・借受している農地の全てを効率的に耕作していること、取得する農地について効率的に耕作できる見込みであることが必要となります。申請後農業委員会が自作・借受農地の耕作状況について調査いたします。申請時のみでなく、日頃から耕作や維持管理等を行っている必要があります。

②農作業常時従事案件

権利を取得する者又はその世帯員等が、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事する必要があります。具体的には年間150日以上に従事が必要となります。

~~③下限面積要件~~

~~自作地・借受地の面積を合計して40a以上あることが必要となります。~~

→下限面積要件につきましては、令和5年4月1日の農地法及び農地法施行規則の改正により撤廃されました。

④地域との調和要件

地域の農地の集団化・農作業の効率化・その他周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さないことが条件です。

※農地転用が予定されている農地については、原則として農地法第3条第1項の規定による許可を受けることができません。その場合は別途ご相談ください。

なお、その他、ご不明な点はお問い合わせください。

吉岡町農業委員会事務局：〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560番地

TEL 0279-54-3111 / Fax 0279-54-8681